

山梨県地域保健医療計画への追加記載について (在宅療養支援診療所の病床設置の件)

追加後の記載内容

届出により一般病床を設置した診療所に「今井整形外科医院」(中北医療圏)を追加記載。

【以下、山梨県地域保健医療計画 33p抜粋】

診療所における一般病床の設置

診療所の一般病床については、平成19年から病院の病床と同様、既存病床数に算定されることとなったため、原則として基準病床数の範囲内でのみ設置が可能になっています。

しかし、医療法第7条第3項及び同法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに該当するものとして医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所については、許可ではなく届出により一般病床を設置することができます。

届出により一般病床が設置できる診療所は、次のとおりですが、届出があった直後の医療審議会へ報告後、医療計画へ追加記載することとします。

- (1) 在宅療養支援診療所等、地域において必要とされる在宅医療の機能を有する診療所
- (2) へき地に設置される診療所
へき地 「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」
- (3) 小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

【届出のあった診療所】

医療圏	診療所名	所在地	病床数
中北医療圏	今井整形外科医院	甲府市上阿原町 1151	15床